

福島県の農業復興へ向けた課題

—求められる「つながり」の回復—

特任研究員 行友 弥

〔要 旨〕

原発事故が福島県の農業に残した傷は今も深い。避難指示区域内には1万haを超える農地があり、根強い風評被害も手伝って、生産量・価格とも事故前の水準には戻っていない。

避難指示解除や営農再開の前提となる除染は、仮置き場や作業員の確保がネックとなり大幅に遅れている。また、農地除染には地力低下の懸念も伴う。

避難指示が解除された地域でも住民の帰還は進んでおらず、帰還者の中心は高齢者という実態がある。地域農業再生のためにも青壮年層の帰還条件を整えることが課題である。

原発事故は生産者と消費者の関係を壊し、地域の住民や農業者の間にもさまざまな分断をもたらした。復興にあたっては除染やインフラ整備といったハード面だけでなく、人と人との「つながり」の回復も重要な論点になると考えられる。

目 次

はじめに

1 震災と原発事故による被害

- (1) 多様な福島県農業
- (2) 遅れる営農再開
- (3) 低迷が続く農業生産

2 根強い風評被害

- (1) 価格差の定着
- (2) 地産地消にも打撃
- (3) 揺らぐ消費者意識
- (4) 拙速な安全宣言と全袋検査

3 除染と帰還—再生への関門

- (1) 遅れる除染
- (2) 農地除染の問題点
- (3) 進まない住民の帰還

4 地域農業再生への模索

- (1) 作付けを巡り賛否両論—南相馬市
- (2) 全村避難解除を待つ—飯館村
- (3) 「ゆうき」で克服図る—二本松市東和地区
- (4) 避難先で酪農を再開—福島市

おわりに

はじめに

福島県は宮城・岩手両県とともに東日本大震災の「被災3県」と呼ばれる。しかし、福島における被災の様相は他2県とはかなり異なる。東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の要素が極めて大きいからであることは言うまでもない。

原発事故で放出された放射性物質は県境を越えて広域に飛散し、影響は東日本一帯に及んだ。しかし、最多時16万人を超える住民が避難し（うち6万4,000人は県外^(注1)避難）、直接の被害がなかった地域まで風評被害にさらされるなど、ダメージの大きさは福島県が突出している。

また、事故は生産者と消費者との関係を壊しただけでなく、地域の農業者間、住民間にも深刻な分断をもたらした。農業者の生産意欲が損なわれ、営農再開を巡って意見が割れている地域もある。

2014年には一部地域で避難指示が解除されたが、住民帰還の動きは鈍い。今後解除が見込まれる地域でも、行政と住民あるいは住民間の温度差が大きく、復興へ向けた合意形成の難しさが浮き彫りになっている。

国は集中復興期間（11～15年度）終了や20年の東京五輪開催を念頭に除染などを急ぎ、復興の体裁を整えようとしている。しかし、地域が負った傷は癒えず、残された課題は多い。

本稿では、原発事故から5年目に入ろうとする福島県農業の現状を概観し、関係者

の試行錯誤を紹介することで、今後の復興の在り方を考える一助としたい。

（注1）福島県まとめ。15年1月時点は11万8,862人（うち4万5,735人が県外）。

1 震災と原発事故による被害

(1) 多様な福島県農業

まず、原発事故以前の福島県の農業の姿を確認する。同県は首都圏の大消費地に近く有利な地理的条件に恵まれている。全国3番目の面積を持つ県土は浜通り・中通り・会津の3地方に分かれ、それぞれの気候や地形に応じた特色ある農業が営まれている。

10年における主要農畜産物の生産状況を見ると、水稲収穫量は44万5,700トン（全国4位）、キュウリの出荷量が4万4,200トン（3位）、トマトが2万5,900トン（7位）、アスパラガスが1,630トン（5位）、果樹ではモモが2万6,200トン（2位）、日本ナシが2万1,500トン（3位）、リンゴが2万8,100トン（5位）などとなっている。肉用牛の飼養頭数も7万8,200頭で10位、乳用牛は1万7,600頭で13位と、やはり上位に位置する。

米どころの会津地方に対し、中通り北部では稲作に加え果樹栽培、中・南部は野菜など園芸が盛んである。阿武隈山地から浜通りにかけては野菜、酪農・畜産、葉タバコなど多様な品目が生産されている。

福島県の農産物は品質面でも高い評価を得てきた。7～11月に出荷する夏秋キュウリは原発事故が起きるまでは東京市場におけるプライスリーダーの地位にあった。会津

地方のコシヒカリは一般社団法人穀物検定協会の「食味ランキング」で04～13年の10年間に9回の特A（最高位）評価を受けている。前述のキュウリやモモも「全国区」の産地であり、牛肉は「福島牛」として県を挙げてブランド化を進めてきた。

県はこれらを水産物などと合わせ「ふくしまイレブン」（米、キュウリ、トマト、アスパラガス、モモ、日本ナシ、牛肉、地鶏、ヒラメ、ナメコ、リンドウ）と命名し、総合的なイメージアップを図ってきた。米やモモなど海外に輸出されてきた農産物もある。

10年の農業産出額は2,330億円で全国11位、基幹的農業従事者数は8万1,778人で4位、構成比で全国の4%近くを占め、有数の農業県であることが確認できる。

福島県の県内総生産に占める農業の割合は10年で1.8%だが、食品産業や飲食業、宿泊業など関連産業の粗付加価値額を合計すると10.8%に上り、地元経済において事実上の基幹産業である^(注2)。

(注2) 日本銀行福島支店「福島県における農業の現状と課題」（13年）

(2) 遅れる営農再開

農林水産省の「農業・農村の復興マスタープラン」（14年6月20日改定）によると、東日本大震災による津波被災農地2万1,480haのうち福島県は25%にあたる5,460haを抱える。その4割近い2,120haが同日時点で避難指示区域（帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域）内にあり、農地転用が見込まれる580haとともに、当面の「営農再開可能面積の見通し」から除外されている。

県の集計によると、避難指示区域内には13年12月時点で約1万1,201haの農地が存在する。14年4月に田村市都路地区東部、同10月には川内村東部で避難指示が解除されたが、その後も1万haを超える農地が区域内に残っている。避難指示解除準備区域の約5,000haは原則として営農が可能だが、米については試験栽培（作物は出荷せず検査結果次第で試食可能）や実証栽培（行政の管理下で全量全袋検査を前提に出荷可能）に限られるなど制約がある。

米以外の作物に対する出荷制限措置は、営農を停止したままの避難指示区域において一部の葉菜類・原乳について当初発令されたまま残っているが、それ以外の地域では大豆や山菜、野生キノコ類などに限られる。

農林水産省の調査「被災3県における農業経営体の被災・経営再開状況」（14年3月公表）によると、東日本大震災と津波で被災した福島県の農業経営体のうち、14年2月1日現在で営農再開に至ったものは24%に過ぎず、宮城県の65%、岩手県の54%を大きく下回っている。営農を再開できない理由（複数回答）について、福島県では「原発事故の影響」を挙げる経営体が97%（宮城・岩手両県は0%）に上る。福島県の被災農家にとって、いかに原発事故が重荷になっているかがうかがえる。

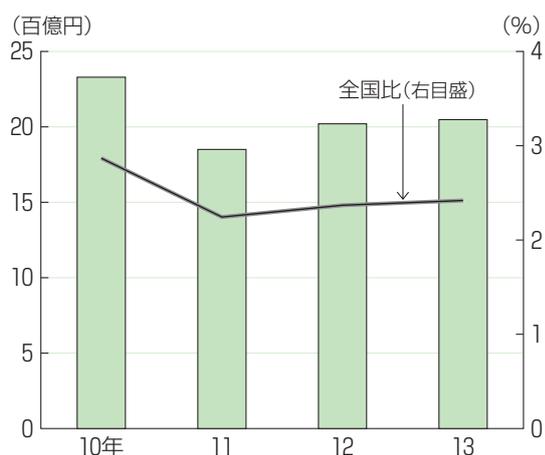
(3) 低迷が続く農業生産

10年に2,330億円だった福島県の農業産出額（第1図）は、原発事故が発生した11年

に21%減の1,851億円に落ち込んだ。13年も2,049億円と、依然として事故前を1割強下回っている。11位だった順位も11年に18位, 12, 13年は17位と低迷している。

品目別では、水稲作付面積（第2図）が10年の8万600haから翌年の6万4,400haに落ち込み、13, 14年も6万8,200haと15%低い水準にとどまっている。田本地（畦畔を除く水田）面積に対する作付率は80%超から70%程度に低下した。

第1図 福島県の農業産出額



資料 農林水産省「生産農業所得統計」

第2図 福島県の水稲作付面積



資料 農林水産省「作物統計調査」

夏秋キュウリの出荷量（第3図）は事故後も全国1位を維持しているが、3万5,300トンから13年の2万9,800トンへ16%減少した。全国に占めるシェアも16.6%から14.9%と下がっている。

特異な動きを見せたのがモモである。11年の出荷量（第4図）は他品目とは逆に前年を300トン上回る2万6,500トンに急増し、翌年は一転して2万5,200トンに1,300トン急減した。

第3図 福島県産夏秋キュウリの出荷量



資料 農林水産省「野菜生産出荷統計」

第4図 福島県のモモ出荷量



資料 農林水産省「作況調査」

これは従来、贈答用に直接販売（産直）を行っていた生産者が市場出荷に切り替えた結果、見かけ上の増加になったとみられる。福島県農業総合センター農業短期大学の半杭真一氏によると、全農福島県本部が扱ったモモの数量は11年8月中旬ごろから急増し、前年の2倍以上に達した。半面、価格は5kg当たり800円台と「通常ありえない水準」に下がった。JA新ふくしまのモモ専門部会に属する生産者への調査でも、市場出荷の比率が前年の5割程度から7割近くに増えたことが確かめられたという^(注3)。

酪農・畜産も原発事故後に原乳や食肉から基準値を超える放射性物質が検出され、出荷制限や家畜の殺処分、牧草や稲わらの放射能汚染などで大きな打撃を受けた。県内の肉用牛飼養戸数（第5図）は事故前年の4,300戸から3,000戸を割り込む水準に減少し、回復の兆しが見えない。10万トンを超えていた生乳生産量（第6図）も2万トン減ったまま低迷している。

（注3）半杭（2014）による。

第5図 福島県の肉用牛飼養戸数



資料 農林水産省「畜産統計」

第6図 福島県の生乳生産量



資料 農林水産省「牛乳乳製品統計」

2 根強い風評被害

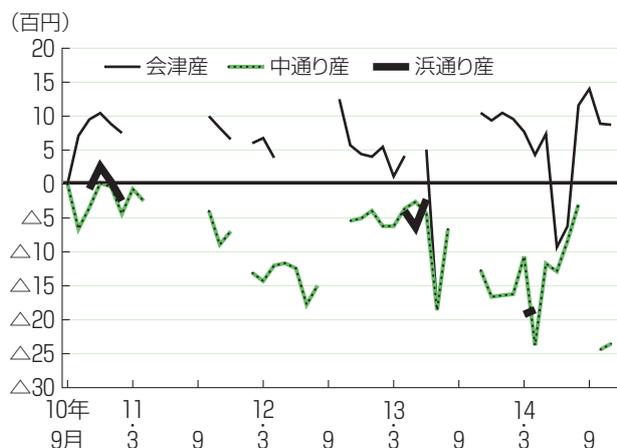
(1) 価格差の定着

出荷量だけでなく価格の落ち込みも激しい。福島県中通り産コシヒカリの相対取引価格は原発事故以前には全銘柄加重平均価格とほぼ同水準だったが、11年産は2,000円近く下回った。この価格差は解消されておらず、14年産でも2,000円を超える開きがある。浜通り産コシヒカリは取引自体が少ないが、やはり同様の傾向を示し、13～14年産は平均を2,000円前後下回る安値が続いている（第7図）。

第8図は東京都中央卸売市場での福島県産夏秋キュウリの価格を市場平均に対する指数として表したものである。10年は市場平均をおおむね10%上回っていたが、11年には2割近く下回った。13、14年は回復したが10年の水準にまでは戻っていない。

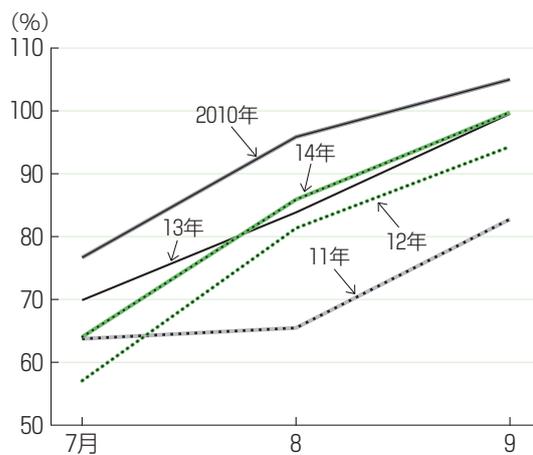
第9図ではモモの取引価格を同様に指数化した。前述のように11年は市場出荷の急

第7図 福島県産コシヒカリ相対取引価格の全銘柄加重平均に対する価格差



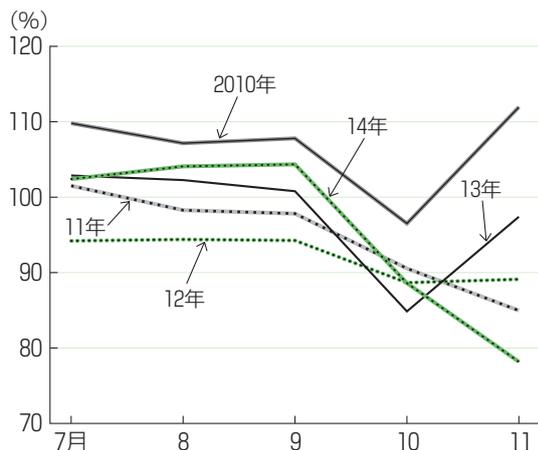
資料 農林水産省ホームページ

第9図 福島県産モモの価格指数



資料(注)とも第8図に同じ

第8図 福島県産夏秋キュウリの価格指数



資料 東京都中央卸売市場ホームページ
 (注) 指数は全産地平均価格に対する比率。

第10図 福島県産和牛枝肉価格



資料(注)とも第8図に同じ

増などで値崩れを起こし、平均の6割台まで下落した。その後もやはり10年の水準は下回っている。

東京市場における和牛の枝肉価格(第10図)では、11年7月を境に市場平均との大幅な価格差が生じた。同月、県産牛肉から基準値を超える放射性セシウムが検出されたことが下落の契機とみられる。その後、価格差はやや縮小したものの、14年に入っても300円前後の開きがある。

(2) 地産地消にも打撃

これらの価格変動をすべて風評被害に帰すことはできないが、多くの産地関係者から「福島産はどうしても嫌だという客がいる」「放射性物質がゼロにならなければ買わないと言われた」「同じ棚に他産地のものがあれば、消費者はそちらを買う」「福島産という表示では店頭で売れないため、業務用・加工用に回されてしまう」といった声が多く聞かれることは事実である。長年の取引

関係を重視する卸業者らも、小売側の求めに応じざるを得ない実態があるとされる。

風評被害は消費地だけの現象ではない。福島県内の小学校などでは一時、給食用の米を県外産に切り替える動きが広がった。

福島市は、市内で収穫された11年産米の一部から基準値（当時は^(注4)500Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたことを受けて市内産の

使用を中止した。JA新ふくしまは「地元で食べないものは買えない」といった取引先の反応をきっかけに自主検査体制を整え、それを受けて市は13年1月から地元産の^(注5)使用を再開した。

(注4) Bqは「ベクレル」で放射能の強さ（1秒ごとに崩壊する原子の個数）を表す単位。Bq/kgは1kg当たりベクレル。

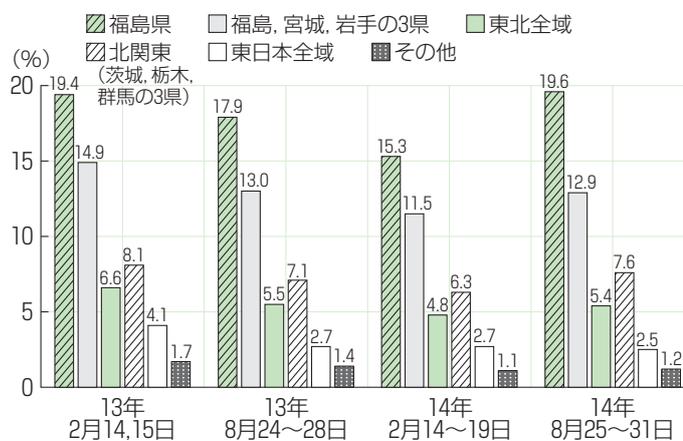
(注5) 以上の経緯は13年9月29日～10月18日付朝日新聞の連載記事「プロメテウスの罠」などに基づく。

(3) 揺らぐ消費者意識

福島県産品に対する消費者の意識はどうか。第11図は、消費者庁が①13年2月、②同8月、③14年2月、④同8月の4回にわたり岩手、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫1都1府9県の20～60歳代の男女計5,176人にインターネットを通じて行ったアンケート調査の結果である。

それによると、回答者が食品の「購入をためらう産地」として福島県を挙げた比率は①19.4%、②17.9%、③15.3%と下降傾向

第11図 消費者が「購入をためらう」と回答した産地



資料 消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」

をたどったが、④では再び19.6%と急増した。同庁による公式の分析ではないが、板東久美子長官はこれを発表した14年10月1日の定例記者会見で「(調査時点の)少し前には『美味しんぼ』を巡るいろいろな議論や報道がありました。ああいったことも少し影響しているのかも知れません」と述べている。^(注6)

「美味しんぼ」とは、小学館の『週刊ビッグコミックスピリッツ』に長期連載中の食をテーマとした人気漫画である。14年4月28日発売などの「福島の実実」編では、福島第一原発を訪れた主人公が原因不明の鼻血を出し、登場人物が「今の福島に住んではいけない」と発言するなどした。これに対し福島県が同5月7日に「風評を助長するもので断固容認できない」と抗議し、国会審議でも取り上げられるなど賛否両論が巻き起こった。それをきっかけに「福島の実実の食品は危ない」という認識が再び広まったとみるのは自然である。移ろいやすい消費者心理が表れた形だが、だからこそ風評被害

害は「ほとぼりが冷めるのを待つ」のではなく、安全性の具体的な根拠を示すことが重要だと言えよう。

(注6) 消費者庁ホームページより。

(4) 迅速な安全宣言と全袋検査

行政の対応のまずさが消費者の不信感を高めた面もある。福島県は11年10月12日、抽出検査した県産米すべてが国の基準値(当時は500Bq/kg)を下回ったとして「安全宣言」を行った。ところがその後、生産者や農協の自主検査などで基準値を超える米が相次いで見つかり、政府からの出荷停止指示と当該地区への作付制限措置が続いた。いったん安全宣言をしたことで、必要以上に信頼感が損なわれた面は否めない。

失地挽回のため福島県が12年産米から独自に始めたのが「全量全袋検査」である。同年5月に県と全農福島県本部などの生産者団体、流通事業者、消費者団体で設立された「ふくしまの恵み安全対策協議会」を

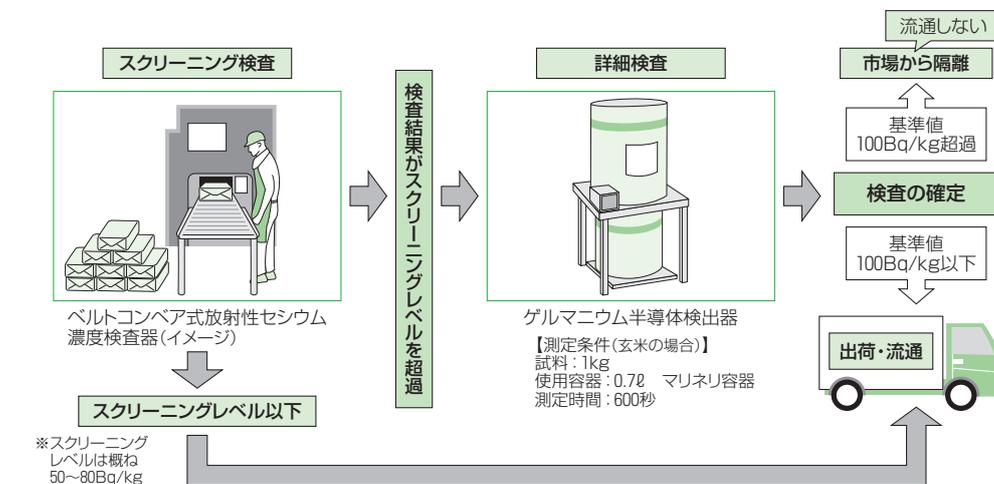
事業主体とし、県内37の地域協議会ごとに生産されたすべての米(農家の自家消費や縁故米=贈答用も含む)を検査している。

検査の流れを示したのが第12図である。30kgずつ紙袋に詰めた玄米をベルトコンベア式の検査器でスクリーニング検査=写真A=し、結果が一定レベル(おおむね50~80Bq/kg)を超えたものが更に精度の高いゲルマニウム半導体検出器による詳細検査に回される。詳細検査で食品衛生法上の基準値100Bq/kgを超えたものは出荷されず廃



〈写真A〉米の全袋検査

第12図 米の全袋検査の流れ



資料 ふくしまの恵み安全対策協議会ホームページから一部修正し筆者作成

第1表 福島県産米の全袋検査結果

(単位 点, %)

12 年 産	スクリーニング 検査	測定下限値未滿	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	計	
	検査点数	10,323,442	20,317	1,383	72	10,345,214	
	比率	99.78	0.2	0.01	0.0007	99.99	
	詳細検査	25Bq/kg未滿	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	100Bq/kg超	計
	検査点数	144	40	295	317	71	867
	比率	0.0014	0.0004	0.0029	0.0031	0.0007	0.0084
13 年 産	スクリーニング 検査	測定下限値未滿	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	計	
	検査点数	10,999,138	6,478	224	1	11,005,841	
	比率	99.93	0.06	0.002	0.00001	99.99	
	詳細検査	25Bq/kg未滿	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	100Bq/kg超	計
	検査点数	68	6	269	322	28	693
	比率	0.0006	0.0001	0.0024	0.0029	0.0003	0.0063
14 年 産	スクリーニング 検査	測定下限値未滿	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	計	
	検査点数	10,898,977	1,904	11	1	10,900,893	
	比率	99.98	0.02	0.0001	0.00001	100	
	詳細検査	25Bq/kg未滿	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	100Bq/kg超	計
	検査点数	27	0	1	1	0	29
	比率	0.0003	0	0.00001	0.00001	0	0.0003

資料 ぶくしまの恵み安全対策協議会ホームページから筆者作成
 (注) Bq/kgは1kg当たりベクレル。14年産は15年2月12日時点。

棄される。

基準値を超過した検体の総数は12年産で1,034万6,081点中71点(0.0007%)、13年産では1,100万6,534点中28点(0.0003%)となり、14年産は15年2月12日時点で1,090万922点すべてが基準値を下回った(第1表)。なお、13年産で基準値を超過した28点のうち27点は後述する南相馬市産だった。

なお、農林水産省が義務付けているのはサンプル検査だけで、全量全袋検査は福島県独自の取り組みである。検査結果は同協議会のホームページで詳しく公開され、米袋のラベルに記された識別番号で検索すれば個別の検査結果も確認できる。

3 除染と帰還—再生への関門—

(1) 遅れる除染

地域復興の前提として国と自治体は除染を急いでいる。除染は地面や建物、植生などに付着した放射性物質を取り除くことだが、放射性物質を何らかの方法で希釈または遮^{しゃ}蔽^{へい}することも含む。12年1月に全面施行された放射性物質汚染対処特措法に基づいて実施されており、人体への年間追加被ばく線量が20mSv以上の地域を迅速に縮小し、現在20mSv未滿の地域においても長期的に年間1mSv以下にすることが目標である。

対象地域は、国の直轄事業で除染を行う「除染特別地域」と市町村が事業主体となる「汚染状況重点調査地域」に分かれる。前者は積算線量が年間20mSvを超える恐れがある旧計画的避難区域と福島第一原発から20km圏内の旧警戒区域が該当し、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、浪江町、飯館村、葛尾村の全域と南相馬市、田村市、川内村、川俣町のそれぞれ一部が含まれる。後者は追加被ばく線量が年間1 mSvを超える恐れのある地域で、岩手から千葉までの8県にまたがる99市町村の一部または全域が対象だが、このうち39市町村が福島県内にある。

除染の進捗には遅れが目立つ。環境省が12年1月に示した工程表は国直轄の11市町村について一律に14年3月末までに除染を終了させるとしたが、13年12月に見直され、南相馬市と富岡町、浪江町、飯館村については17年3月まで3年間、川俣町と葛尾村は16年3月まで2年間延長された。

遅れは、除染で出る土などの廃棄物を保管する仮置き場と作業員の確保、土地所有者からの同意取得が難航しているためである。環境省によると、南相馬市や浪江町では、地権者からの同意取得率が14年末時点で6割にとどまっている。仮置き場が確保できないまま農地や宅地に現地保管されている除染廃棄物も多い。フレコンバッグ(合成樹脂製の袋)の耐用年数は3～5年とされ、劣化による漏出を懸念する声もある。

仮置き場の借地契約も3年間が一般的であり、その後は双葉・大熊両町に建設が予

定される中間貯蔵施設へ移すことになっている。県と両町は「最終処分地にはせず、30年以内に搬出」などの条件付きで受け入れを決めたが、約2,300人とされる地権者との用地交渉は難航している。用地確保が済んだ箇所は2月3日に着工され、3月11日までに搬入が開始される予定だが、まだ計画全体のごく一部である。

(注7) mSvは「ミリシーベルト」。シーベルトは人体が影響を受ける放射線の量を示す単位で、mSvは1,000分の1シーベルトを表す。

(2) 農地除染の問題点

農地除染は表土を数cmの厚さではぎ取る「表土削り取り」や、プラウを装着したトラクターで深さ数十cm掘り起こし、表土と入れ替える「反転耕」が代表的だが、水を入れて洗い流す、あるいは単に深く耕すなどの工法もある。放射性セシウムは平均で地表から3cmの範囲に9割が存在するとされ、それを土ごと取り除くのが「削り取り」、より深く埋めることで土自体に遮蔽させるのが反転耕である。

一般的に地表から数cm～十数cmは「作土層」と呼ばれ、作物の生育に重要な役割を果たすため、除染で地力が損なわれ作物の品質が低下する懸念もある。国が除染を行っている飯館村では、表土を十数cmはぎ取り、山砂を客土している実態がNPO法人「ふくしま再生の会」(後述)の調査で判明し、農家から批判が出ている。^(注8)

こうした不適切な除染が行われる背景には、除染事業の目的が農地の再生ではなく空間放射線量の低減であることや、環境省と

農林水産省との連携不足もあると思われる。

また、農地を除染しても周囲の山林やため池などから流れ込む水とともに再び放射性物質が流入することを懸念する声もある。

加えて、土壌中のカリウム含有量が少ないと作物が放射性セシウムを吸収しやすいことが分かり、農林水産省は吸収抑制策としてカリ肥料の施用を奨励している。粘土質や有機物にも放射性物質を吸着する性質があるとして有機農法による克服を提唱する研究報告もある^(注9)。

農作物への放射性物質の移行は作物の種類や農地の特性、農法などによって大きく左右されるため、除染の効果を過大視せずさまざまな対策を組み合わせることが必要であろう。

(注8)「河北新報」(14年10月13日付)福島版による。

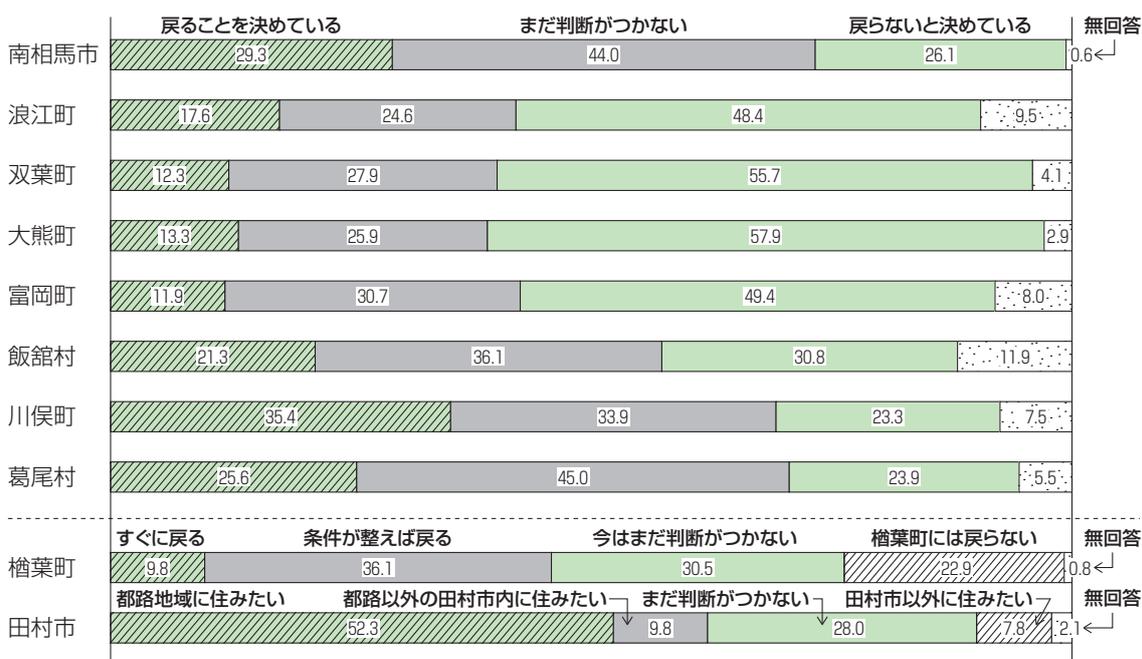
(注9)野中昌法著「農と言える日本人 福島発・農業の復興へ」など。

(3) 進まない住民の帰還

全体的な遅れが目立つなか、田村市は13年6月、大熊町、楡葉町、川内村は14年3月までに除染が完了し、田村市都路地区東部は同年4月、川内村東部では同10月に避難指示が解除された。

しかし、田村市によると、都路地区東部に戻った住民は14年11月末現在で53世帯133人と住民登録者の4割にとどまる。また、川内村東部には同月1日現在、16世帯35人が帰還しただけで、帰還率は1割強に過ぎない。その他の避難指示区域でも「戻らないと決めている」「判断がつかない」という人が7、8割に達しているところが多い(第13図)。

第13図 帰還を巡る住民意向調査の結果



資料 復興庁ホームページから筆者作成

(注) 浪江、双葉、大熊、富岡、田村、楡葉は14年度、その他は13年度に調査。

川内村は原発事故による全村避難後、12年1月に「帰村宣言」をした。しかし、村全体でも15年1月1日現在の帰還者は1,158世帯2,739人中611世帯1,581人で、帰還率は6割に満たない。戻ったのは高齢者が中心で、若年層の帰還が課題になっている。

帰還が進まない理由は放射能への不安感だけではない。事故以前、村民の多くは双葉町、大熊町など沿岸部に通勤・通学・通院していた。それらの職場や学校、病院等が閉鎖または移転され、生活の利便性が低下したことも帰還を阻む大きな要因になっている。村は雇用の場として植物工場やメガソーラー（大規模太陽光発電設備）を誘致し、商業施設や介護福祉施設の開設も計画しているが、除染作業など復興関連事業の方が高報酬を得られることもあり、労働力の確保がネックとみられる。

もちろん農業も地域再生の要である。村では米の作付けが13年に再開され、同年産は102ha、14年産は155haと作付面積も増えてきた。しかし、高齢者主体の農業では将来に不安があり、やはり担い手となるべき青壮年層が帰還できる環境作りが課題であろう。

4 地域農業再生への模索

(1) 作付けを巡り賛否両論—南相馬市

南相馬市では、15年産米の作付方針を巡って農業関係者の意見が分かれた。

前述のように、農林水産省は避難指示区域外では米の作付けを原則として認めている。しかし、同市では13年に実証栽培され

た米の一部から基準値を超える放射性物質が検出され、14年は圃場単位で市が生産管理を行う全量生産出荷管理態勢^(注10)が取られた。生産を自粛すれば東京電力による賠償（10a当たり5万7,000円の休業補償）の対象とされ、作付面積は96haにとどまった。

14年産米では基準値を超える放射性物質が出なかったため、農林水産省は当該区域を全戸生産出荷管理（農家単位で生産を管理。生産自粛しても賠償は受けられない）に移行させる意向を示している。

これを受け、市とJAそうまは飼料米を中心に1,500haで本格的な作付けを再開する方針を固め、14年12月に開かれた地域農業再生協議会総会で事務局案として提示した。しかし、総会では農業者代表などから慎重論が続出し、否決された。

背景には13年産米の一部で基準値を超えた原因が解明されていないことと農地除染の遅れがある。

13年は125haで実証栽培が行われたが、収穫された米のうち27検体（30kg袋23検体と1トン詰めフレコンバッグ4検体）から基準値を超える放射性物質が検出された。農林水産省は当初「原発のがれき撤去作業によって放射性物質が飛散した」との見方を示したが、14年11月になって原子力規制委員会が「がれき撤去とは無関係」と否定した。がれき撤去が原因でなければ、原発事故当初に放出された放射性物質が原因であることになるが、どのような経路で稲に放射性物質が移行したかは解明されていない。

また、当該区域は市が除染を担当してい

るが、水田の進捗率は14年末現在、3,265.3haの計画に対し88.7haで2.7%と大幅に遅れている。^(注11)

このため、地元農業者には「除染が進まず基準値超過の原因も分からない状況では、生産しても消費者の理解が得られない」との声が根強い。

再生協議会では生産自粛も賠償の対象となる前年並みの扱いにするよう求める修正案が可決されたが、農林水産省が認める可能性は低い。全戸生産出荷管理に移行した場合は生産自粛に対する賠償も打ち切られるため、市とJAは生産者を個別に説得して作付再開を促す方針である。ただ、米価下落や交付金の削減もあって生産意欲は弱く、地元の農業関係者からは作付けした生産者への何らかの所得補填策を求める意見も出ている。

(注10) 別稿(岡山「農地土壌測定をベースとした生産管理体制の強化」)を参照。

(注11) 環境省「除染情報サイト」による。

(2) 全村避難解除を待つ—飯舘村

飯舘村は、阿武隈山地北部に位置する高原の村である。農業が基幹産業で、米、野菜、酪農・畜産、葉タバコなどが主な作目であった。和牛は「飯舘牛」としてブランド化されてきた。

村は「までいライフ」というスローガンを掲げてきた。「までい」とは地元の言葉で「真心を込めて丁寧に」という意味を持つ。目先の経済発展を追い求めず、地域独自の文化や自然を大切にす農的な暮らしが「までいライフ」である。村政も地域の自立

と住民参加が基本理念で、平成の大合併には加わらなかった。

原発事故直前の人口は6,132人(11年3月1日時点)だったが、事故の1か月後には計画的避難区域に指定され、全村避難を強いられた。現在は避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3つに分かれ、帰還困難区域以外は立ち入り可能だが、泊まり込みはできない。

同村では国による除染が行われている。14年末時点の進捗率(前記(注11)に同じ)は宅地では96%に達しているが、農地は18%にとどまっている。目標とする16年春の帰村が実現するかどうかは不確実である。

福島市内の仮設住宅に身を寄せる佐野ハツノさんは、大規模な米農家の女性農業者で、村の農業委員長を務めたこともある。「までい」の精神で開業した農家民宿の経営を本格化させようとした矢先、原発事故に襲われた。

米作りを継いだ息子夫婦は幼い孫を抱えて栃木県に分散避難している。福島 of 仮設住民は高齢者が中心で、農作業などの張り合いがなくなり心身の調子を崩す人が多い。佐野さんはお年寄りに元気を取り戻してもらおうと着物のリフォームをするサークルを立ち上げた。自身も病気治療のため入退院を繰り返しているが、いずれは村に戻って農家民宿を再開したいと考えている。農業後継者の息子は除染作業員として飯舘村に通い、やはり将来の帰村と営農再開を望んでいるという。

同じく福島市へ避難中の渡邊とみ子さん

は地域おこしや農業振興の先頭に立つ村の女性リーダーだった。避難後は福島大学などの支援を受けて他の阿武隈地域からの女性避難者たちとともに「かーちゃんのカブプロジェクト」を立ち上げた。県などの補助金に加え会費制の「サポーター」も募り、阿武隈の伝統食を残すため農産加工品や弁当の製造・販売、食文化の継承活動に取り組む。渡邊さんは「村の名前が付いたものを作ることで、将来に種をつなぎたい」と話す。

前述のNPO法人「ふくしま再生の会」は、飯館村の農業者と大学などの研究者らによって11年6月に設立された（当初は任意団体）。自主的に空間線量や土壌の放射性物質などを調べている。田に水を引き浅く代かきして洗い流す独自の「までい工法」による除染を行い、米の試験栽培を行ってきた。14年に収穫した米は検出限界値（25Bq/kg）^(注12)を下回ったという。

村では帰還後の営農再開に備え、農地の保管理を行う法人の設立も検討している。避難先で新たな生活基盤を築いた村民も多く、帰村に懐疑的な声もあるが、門馬伸市副村長は「異論があるのは承知しているが、皆で作りに上げてきた村なのだから、復興へ向けて一歩でも半歩でも歩みを進めたい」と話している。

(注12) 朝日新聞（15年1月19日付）による。

(3) 「ゆうき」で克服図る ——二本松市東和地区

有機農業を基盤とする地域おこしに取り組んできた二本松市東和地区（旧東和町）も

原発事故で大きな打撃をこうむった地域の一つである。

同地区では、市町村合併を機に05年、NPO法人「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」が発足した。合併で地域の活力やアイデンティティーが失われることへの危機感から、有機農業や地域振興に取り組む住民団体を糾合した形である。「ゆうき」は「有機農業」「勇氣」「人々の有機的つながり」にかけたネーミングだという。

かつて養蚕が盛んだった東和地区ではカイコの餌としてクワが栽培されてきた。その葉や実を茶やジャムに加工して商品化、米や野菜も地域独自の認証基準を設けて有機栽培し、畜産や養蚕、葉タバコの衰退で荒れた里山の再生に取り組んだ。

06年には「道の駅ふくしま東和あぶくま館」の運営を二本松市から受託し、農産加工品の販売や住民活動の拠点として活用している。農家民泊にも地域ぐるみで取り組み、都市住民との交流を活発に行ってきた。

原発事故後は多くの農作物や山菜類に出荷制限がかかり、加工品販売も滞るなどして農家に不安が広がった。同協議会は11年6月に「災害復興プログラム」を策定し、新潟大、茨城大などの協力を得て作物や農地の放射能測定を実施、放射線量のマップ化に取り組んだ。生産者の損害賠償請求支援や風評被害対策などにも携わり、企業から貸与されたNaIシンチレーション検出器を道の駅に設置して「市民測定所」として自主検査をしている。

中心メンバーでNPO法人福島県有機農業

ネットワークの理事長も務める菅野正寿さんは「耕して種をまこう。出荷制限されたら損害賠償を請求しよう」と訴え、有機肥料による土づくりこそ放射能を克服する道と信じて営農に取り組んだ。前述した野中教授らの研究でその主張は裏付けられた。

12年9月には、桑畑の跡地をブドウ畑に替えてワインを醸造する「ふくしま農家の夢ワイン株式会社」=写真B=が斉藤誠治さんら地元農業者8人によって設立された。30歳代で農林水産省を退職し06年に就農した関元弘さんも出資者である。15年1月末、製品の販売を開始した。

協議会は15年2月に共同通信社などが主催する地域再生大賞の準大賞を受賞した。武藤正敏事務局長は「いつまでも原発が、放射能が、と言っていない。ゆうきの里の原点に戻らなければ」と話している。

(4) 避難先で酪農を再開—福島市

南相馬市、浪江町、飯舘村から避難している酪農家計5戸は14年4月、福島市で農



〈写真B〉二本松市東和地区で設立された「ふくしま農家の夢ワイン株式会社」の醸造設備と斉藤誠治代表取締役

業生産法人「(株)フェリスラテ」を設立した。県酪農業協同組合が同市西部に開設する「復興牧場」の貸与を受け、15年7月の開業を予定している。

飼養頭数は東北最大規模となる580頭（うち搾乳500頭）で、大規模酪農と共同経営のモデルでもある。用地はJA新ふくしまが遊休農地を提供し、耕作放棄地対策にも一役買う。設備投資や運転資金には国・県の補助金に加え、農林中金の復興ファンドと復興ローンを活用する。

県内では76戸の酪農家が原発事故で休業し、14年末までに経営を再開したのは13戸にとどまっている。県酪農協の但野忠義組合長は「故郷での経営再開が願いたが、戻れない状況は当分続く。技術や意欲を維持するためにも復興牧場を希望の光として盛り立てていきたい」と話している。

おわりに

本稿で紹介した事象、事例は一断面に過ぎない。津波や原発事故の直接的被害を受けなかった地域でも、風評被害との苦闘が続いている。

風評被害の克服には消費者の理解が欠かせない。県と県商工会連合会は14年4月、東京・日本橋に「日本橋ふくしま館MIDETTE」=写真C=を開設した。福島の商品や工芸品を展示販売するアンテナショップで、県の現状を首都圏に知らせる情報発信拠点でもある。来館者は2月上旬までに30万人を数えた。



〈写真C〉東京・日本橋にオープンした日本橋ふくしま館「MIDETTE」の店内

1年前の13年3月には、NPO法人福島県有機農業ネットワークが東京・下北沢に「ふくしまオルガン堂」を開いた。小規模な店舗だが、県の食材や料理を提供し、復興へ向けた農業者らの思いを伝え続けている。

もちろん消費者の信頼はPRだけで得られるものではない。綿密な安全対策が大前提である。生産（農地）、出荷（作物）、流通・加工・消費の各段階における二重三重のチェックを行い、具体的かつ客観的な根拠を示さなければいけない。

こうした努力を重ねてもなお、福島農業現場には厳しい現実がある。帰還や営農再開を巡る合意形成は難しく、積極論、慎重論双方に切実な事情がある。そのなかで「復興」の形作りばかりを急げば、地域の亀裂を更に深めることになりかねない。

南相馬のある農業関係者は「営農再開に消極的な農家を賠償金目当てとみる人もい

るが、それは違う。元々高齢化が進んでいる上に、今まで作物を食べてくれた子供や孫が避難して張り合いがなくなったことが大きい」と話した。

地縁血縁のつながりや食を通じたコミュニケーションもまた、地域農業を支える重要な基盤であろう。福島、宮城、岩手、青森の4県は15年度までの集中復興期間の延長と十分な財源確保を求めているが、除染や住宅整備などのハード面だけでなく、無形のインフラ（社会関係資本、自然資本）を視野に入れた息の長い取組みが求められている。

〈参考文献〉

- ・朝日新聞特別報道部（2014）『プロメテウスの罠 7 100年先まで伝える！原発事故の真実』学研パブリッシング
- ・菅野正寿・長谷川浩編著（2012）『放射能に克つ農の営み—ふくしまから希望の復興へ』コモンズ
- ・小山良太・小松知未・石井秀樹（2012）『放射能汚染から食と農の再生を』家の光協会
- ・小山良太・小松知未編著（2013）『農の再生と食の安全 原発事故と福島の2年』新日本出版社
- ・塩谷弘康・岩崎由美子（2014）『食と農でつなぐ 福島から』岩波書店
- ・千葉悦子・松野光伸著（2012）『飯館村は負けない 土と人の未来のために』岩波書店
- ・長谷川健一（2012）『原発に「ふるさと」を奪われて 福島県飯館村・酪農家の叫び』宝島社
- ・半杭真一（2014）「東日本大震災と原子力発電所事故が福島県農業にもたらした被害—震災発生年における青果物の出荷・流通段階を中心に—」福島県農業総合センター研究報告 放射性物質対策特集号
- ・福島民報社編集局編（2014）『福島と原発2 放射線との闘い+1000日の記録』早稲田大学出版部
- ・野中昌法（2014）『農と言える日本人 福島発・農業の復興へ』コモンズ
- ・渡部喜智（2013）「原発事故の被害の現状と農協系統機関の支援対応—事故後2年を経た福島の原発事故対応の動きと望まれること—」『農林金融』3月号
- ・新聞各紙（福島民報、福島民友、河北新報、日本農業新聞、毎日新聞など）の記事

（ゆきとも わたる）